

No.833 2012年5月14日

ARIBの動き

## 第95回電波利用懇話会を開催 「NFCの標準化と電子マネー市場をめぐる今後の展望について」

4月27日に、第95回電波利用懇話会を当会の会議室にて開催しました。

NFC (Near Field Communication) は、2003年12月にISO/IEC 18092が、2005年1月に拡張規格であるISO/IEC 21481が国際標準規格化されています。欧州では交通系カード、国内では交通系カードや電子マネーなどとして普及していますが、これら規格に準拠したカードは、欧州と国内では上位互換ではあるが下位の通信方式が異なります。

一方、スマートフォンによるNFCサービスの立ち上がりや新興国を含めた新たな市場の立ち上がりに向け、国内外でも共通に利用できる環境等、様々な取り組みが検討されています。

こうした状況を踏まえて、当会では、高度無線通信研究委員会モバイルコマース部会の山本正行副部会長を講師にお迎えし、「NFCの標準化と電子マネー市場をめぐる今後の展望について」というテーマでご講演いただき、約70名の会員の皆様方に受講していただきました。

なお、講演のプレゼンテーション資料については、当会のWebサイト「お知らせ・お問合せの講演会等開催案内 (<http://www.arib.or.jp/osirase/seminar/index.html>)」において、ダウンロード公開しています。



第95回電波利用懇話会の様子と講師の山本副部会長

特定ラジオマイクの技術基準等に係る省令・告示案に対する意見募集  
－特定ラジオマイクの周波数移行等に向けた制度整備－

【平成 24 年 4 月 27 日の総務省報道資料から】

総務省は、特定ラジオマイクの周波数移行等のため、電波法関係省令等の改正等案を作成しました。つきましては、同改正案について、平成 24 年 4 月 28 日（土）から同年 5 月 28 日（月）までの間、意見募集を行います。

## 1 経緯

特定ラジオマイクは、放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等で用いられる高音質型のアナログ方式のラジオマイクの無線局として平成元年に制度化され、その後、様々なニーズに応じて、広く利用されてきたところです。

一方、平成 23 年 9 月に策定された周波数再編アクションプランでは、700/900MHz 帯の周波数割当の基本方針を踏まえ、700MHz 帯において携帯無線通信用周波数を確保できるよう、特定ラジオマイクは移行先の周波数帯候補を地上テレビジョン放送用周波数のホワイトスペース帯又は 1.2GHz 帯として、周波数移行に関する技術的検討を進めるなど、周波数移行に向けた検討・作業を実施することとされました。

このような背景を踏まえ、本年 1 月より、情報通信審議会情報通信技術分科会移動通信システム委員会において特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件について、検討を行い、同年 4 月 25 日に、同審議会から一部答申を受けたところです。

本件は、当該一部答申を踏まえ、特定ラジオマイクの周波数移行等に必要な関係規定を整備するものです。

## 2 各システムの改正概要

### (1) 特定ラジオマイクの陸上移動局

周波数再編アクションプランに基づき周波数移行を図ること及びより高音質を必要とするニーズがあることから、使用周波数、変調周波数、スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値、使用可能な空中線電力等の見直しを行うため、関係する省令等を改正等する。

### (2) デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

周波数再編アクションプランに基づき周波数移行を図ることから、使用周波数、スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値等の見直しを行うため、関係する省令等を改正等する。

## 3 意見公募要領

### (1) 意見募集対象

- ・無線設備規則の一部を改正する省令案（[別添 1](#)）
- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案（[別添 2](#)）
- ・陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和 61 年郵政省告示第 395 号）の一部を改正する告示案（[別添 3](#)）
- ・特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件（平成 12 年郵政省告示第 315 号）の一部を改正する告示案（[別添 4](#)）
- ・デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件（平成 21 年総務省告示第 129 号）の一部を改正する告示案（[別添 5](#)）
- ・無線設備規則第 49 条の 16 第 8 号ただし書の規定に基づく同号本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める告示案（[別添 6](#)）
- ・無線設備規則別表第 3 第 22 の規定に基づく別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める告示案（[別添 7](#)）

(2) 意見募集期限

平成 24 年 5 月 28 日（月）正午必着（郵送の場合も同日必着）

4 今後の予定

寄せられた御意見及び電波監理審議会への諮問に対する同審議会の答申を踏まえ、関係省令等の改正等を行う予定です。

別添資料や意見公募要領等の詳細については、[平成 24 年 4 月 27 日の総務省報道資料](#)を参照ください。

連絡先

総合通信基盤局電波部移動通信課 担当：星野課長補佐、畠山第一技術係長

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館

電話：(直通)03-5253-5895 (代表)03-5253-5111 内線 5895 FAX：03-5253-5946

E-mail：specified\_radio-microphone\_ver.ws\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

電気通信・放送行政の動き

森田総務大臣政務官のモザンビーク訪問の結果

【平成 24 年 5 月 7 日の総務省報道資料から】

森田総務大臣政務官は、平成 24 年 5 月 2 日（水）から 6 日（日）までの間、モザンビーク共和国を訪問しました。訪問中、アリ首相をはじめとするモザンビーク政府及び関係機関の要人と会談を行うとともに、モザンビークにおける地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）による試験放送の実施について協議し、互いに協力して取り組んでいくことを確認いたしました。

1 経緯

本年 2 月のアリ・モザンビーク首相訪日時、野田総理大臣との首脳会談後に発表された共同プレス・ステートメントにおいて、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）に関し、モザンビーク及び SADC 諸国との間で意見交換を継続する意図を確認したことを受け、同方式導入に向けた動きを加速させるため、森田総務大臣政務官がモザンビークを訪問し、先方政府要人と意見交換を実施しました。

2 二国間会談、地上デジタル放送試験放送実施に向けた協議

アリ首相、サイード運輸通信副大臣、シルバ国家通信院総裁、シャバナ国営放送総裁らと会談し、モザンビークにおける地上デジタル放送方式の採用について働きかけを行うとともに、同国での試験放送実施について協議し、本年 9 月頃の試験放送実施を目指し互いに協力して取り組んでいくことを確認いたしました。

3 今後の取組

総務省は、外務省及び関係省庁、放送事業者、メーカ、研究機関と連携しつつ、モザンビークにおける ISDB-T 方式の採用に向けて、試験放送の実施、専門家を派遣してのセミナー開催等を行っていく予定です。

今後、日本方式を採用した国々と連携しつつ日本方式の更なる海外普及につとめていきます。

連絡先

情報通信国際戦略局国際経済課 担当：古川補佐、内田専門職

電話：03-5253-5328 FAX：03-5253-5930

## RF キャプチャ/プレーヤー2機種(「4416A」「4417A」)

営電株式会社

営電株式会社では、国内外や屋内外など様々なフィールド地点でのデジタル・アナログ RF 信号を記録し、その記録データを持ち帰り再生することにより、皆様の研究所・生産工場等でも記録地点と同じ受信環境の再現が可能な「RF キャプチャ/プレーヤー」2機種を発売中です。

各種受信機の動作確認・検証等に最適です。

### 1、「4416A」

周波数：42MHz ～1006MHz

帯域幅：8MHz(オプションで 24MHz、40MHz 対応)

DC+12V による動作可能

小型、軽量化を実現 (約 9 キロ)



### 2、「4417A」

周波数：42MHz ～3000MHz

帯域幅：8MHz / 24MHz / 40MHz / 54MHz

地上波放送だけでなく、「4416A」で実現できない、ISDB-S、DVB-S/S2 等の衛星放送の信号のキャプチャ/再生にもご使用いただけます。



詳しくは当社 HP をご覧ください。

<http://www.eiden-gp.co.jp/>



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS  
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル11F  
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103  
<http://www.arib.or.jp> E-mail [arib\\_news@arib.or.jp](mailto:arib_news@arib.or.jp)